

札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第1条 （省略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 （省略）</p> <p>(1)～(5) （省略）</p> <p>(6) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。第16条第4号において「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(7) （省略）</p> <p>第3条～第15条 （省略）</p> <p>（個人情報の開示義務）</p> <p>第16条 （省略）</p> <p>(1)～(2) （省略）</p> <p>(3) （省略）</p> <p>ア～イ （省略）</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第14条第2号ハ</u>に規定する公務員等をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>	<p>第1条 （現行のとおり）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 （現行のとおり）</p> <p>(1)～(5) （現行のとおり）</p> <p>(6) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。第16条第4号において「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(7) （現行のとおり）</p> <p>第3条～第15条 （現行のとおり）</p> <p>（個人情報の開示義務）</p> <p>第16条 （現行のとおり）</p> <p>(1)～(2) （現行のとおり）</p> <p>(3) （現行のとおり）</p> <p>ア～イ （現行のとおり）</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（<u>国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項</u>に規定する国家公務員（<u>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項</u>に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、<u>独立行政法人等の役員及び職員</u>、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条</u>に規</p>

(4)～(7) (省略)

第17条～第31条 (省略)

(個人情報の提供先への通知)

第32条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録の訂正を実施した場合にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第33条～第47条 (省略)

(他の法令との調整等)

第48条 (省略)

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査

定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4)～(7) (現行のとおり)

第17条～第31条 (現行のとおり)

(個人情報の提供先への通知)

第32条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録の訂正を実施した場合にあっては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第33条～第47条 (現行のとおり)

(他の法令との調整等)

第48条 (現行のとおり)

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第52条各号に掲げる個人情報

施行済み

票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）
に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個
人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた
統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

2～6 （省略）

(以下省略)

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた
統計調査に係る調査票情報（同法第2条第11項に規定する調査
票情報をいう。）に含まれる個人情報

2～6 （現行のとおり）

(以下現行のとおり)